

平成29年版成果レポート（案）

環境生活部関係抜粋

平成29年6月

環境生活部

目 次

	頁
142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり ……	1
143 消費生活の安全の確保 ……	5
151 地球温暖化対策の推進 ……	9
152 廃棄物総合対策の推進 ……	13
154 大気・水環境の保全 ……	17
211 人権が尊重される社会づくり ……	21
212 あらゆる分野における女性活躍の推進 ……	25
213 多文化共生社会づくり ……	29
228 文化と生涯学習の振興 ……	33
255 協創のネットワークづくり ……	37

施策 142

交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」、「飲酒運転をしない、させない」という意識を持って行動することで、交通事故と飲酒運転が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

平成 31 年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標（交通事故死者数）は 0.75 と達成には至らなかったが、平成 28 年 11 月の非常事態宣言発令後の死者数を対前年同期比で 4 割以上減少させ、平成 29 年に入っても減少傾向が顕著となっています。また、交通死亡事故につながる人身事故を着実に減少させて、同死傷者数を 11 年連続で過去最少に、さらに飲酒運転事故件数も過去最少に抑えたことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
交通事故死者数	87 人	75 人以下 100 人	0.75	70 人以下		60 人以下
目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	交通事故発生から 24 時間以内の死者数					
29 年度目標値の考え方	「第 10 次三重県交通安全計画」（平成 28 年度～平成 32 年度）をふまえ、平成 31 年 60 人以下の目標をめざし、平成 29 年は 70 人以下に設定しました。					

活動指標		27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
		14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進（環境生活部）	交通事故死傷者数		9,100人以下	1.00	8,600人以下
9,604人	8,258人						
	高齢者交通事故死者数		38人以下	0.73	35人以下		30人以下
		52人	52人				
14202 飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進（環境生活部）	飲酒運転事故件数		38件以下	1.00	33件以下		23件以下
		44件	36件				
14203 安全で快適な交通環境の整備（警察本部）	老朽化した信号制御機の更新数（累計）		56基	0.29	88基		152基
		25基	34基				
14204 交通秩序の維持（警察本部）	運転者のシートベルト着用率		97.9%	0.99	98.3%		99.0%
		96.6%	96.9%				

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	2,720	2,547	3,039		
概算人件費		91			
（配置人員）		（10人）			

平成28年度の取組概要と成果、残された課題

- ①県民指標「交通事故死者数」については、目標を達成することができませんでした。四季の交通安全運動などを中心に、全座席のシートベルト着用の徹底などの広報啓発活動や交通安全教育を展開し、交通事故死傷者数については平成27年より1,346人減少しましたが、自動二輪運転中、歩行中の事故死者数が34人から49人へと15人増加したこと等が要因となっています。死亡事故抑止のため、平成28年11月に16年ぶりとなる非常事態宣言の発令などに取り組んだ結果、平成28年11月から平成29年3月における自動二輪運転中、歩行中の事故死者数は、前年同期比で約半減（22人→12人）し、また、例年死亡事故が多発する12月の月間死者数は5人と、昭和30年に5人を記録して以来の1桁台となり、高い抑止効果が得られました。第10次三重県交通安全計画（平成28年度～平成32年度）をふまえ、歩行者や自転車利用者等の交通弱者等の事故防止に向け、広報啓発活動等の取組を効果的に行っていく必要があります。

- ②三重県交通安全研修センターを活用した市町や企業等の職員など地域や職域において交通安全教育を推進する指導者（交通安全教育指導者）の養成および資質向上を推進し、交通安全教育の裾野を広げることにより、人身事故が減少してきています。引き続き、親子で学ぶ環境づくりや教育内容の見直しなどにより、子どもや高齢者、歩行者や自転車利用者、さらには高齢運転者を対象とした交通安全教育の充実を図っていく必要があります。
- ③老人クラブを中心に地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者「交通安全シルバーリーダー」の育成やその支援を行ったものの、高齢者の交通事故死亡者数は前年と同数の 52 人となり、依然として全体の半数以上を占めています。三重県交通安全研修センターとの連携による育成強化を図り、交通安全シルバーリーダーによる交通安全活動を実施していくとともに、平成 29 年 3 月施行された改正道路交通法による高齢運転者対策の強化に対応した取組を進める必要があります。
- ④飲酒運転の根絶のため、規範意識の定着へ向けた教育および知識の普及に取り組むとともに、再発防止のためのアルコール依存症に関する受診義務通知および相談等の取組を推進した結果、平成 28 年の飲酒運転による人身事故件数は 36 件（対前年比 8 件減）と過去最少となりました。「第 2 次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」をふまえ、さらに取組を強化していく必要があります。
- ⑤子どもの交通事故防止のため、「交通安全アドバイザー」による子どもを主対象とした出前方式等の参加・体験・実践型の交通安全教育・広報啓発活動を推進しました。その結果、平成 28 年中の子どもの交通人身事故については、181 件（対前年比 34 件減）と減少しました。引き続き、子どもの交通事故防止のため、効果的な交通安全教育・広報啓発活動を実施する必要があります。（交通安全アドバイザーによる子どもを対象とした交通安全教室実施回数：99 回、参加者数：8,071 人）
- ⑥交通の安全と円滑を図るため、信号機（12 基）を新設するとともに、老朽化した信号制御機（9 基）や信号柱（45 本）の更新、摩耗した横断歩道（286 本）の塗り替えを行うなど、交通安全施設の整備を推進しました。安全・安心な交通環境を実現するため、引き続き、老朽化した信号制御機・柱、摩耗した横断歩道等の計画的な更新・塗り替えなど、交通安全施設の整備を推進する必要があります。
- ⑦交通ルール遵守意識の向上を図るため、飲酒運転、速度超過等の悪質・危険な交通違反やシートベルトの着用に重点を置いた指導取締りを行いました。その結果、飲酒運転による交通人身事故は減少しましたが、飲酒運転による死亡事故が 1 件発生するなど飲酒運転の根絶には至らなかったほか、シートベルト着用率についても 96.9 パーセント（前年 96.6 パーセント）と前年より上昇したものの、目標値に達しなかったことから、交通指導取締りや関係機関・団体等と連携した交通安全教育・広報啓発活動を推進する必要があります。

平成 29 年度の取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話：059-224-2466】

- ①三重県交通対策協議会を構成する 121 機関・団体との幅広い連携・協力のもと、四季の交通安全運動などを中心に、交通安全教育や全座席のシートベルト着用の徹底などの広報啓発活動を展開し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。また、「第 10 次三重県交通安全計画」をふまえ、効果的な啓発活動を推進するとともに、近年問題になりつつある自転車の安全利用に向けた取組を検討します。
- ②三重県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等に根づかせるため、地域や職域で活動する交通安全教育を行う指導者をその特性に応じ段階的・継続的に育成します。また、交通安全教育機器を活用した効果的な教育内容・手法等の見直し・検討を常に行い、幼児から高齢者までの全ての県民を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を充実強化するとともに、遠隔地の高齢者に対する送迎バス（パークアンドライド）による研修を実施します。

- ③高齢者が交通事故防止に向けて、「自分たちが中心になって地域の安全を確保する」という意識のもとに交通安全活動を推進できるよう、「交通安全シルバーリーダー」の育成、資質向上に取り組むとともに、高齢者宅への訪問活動による啓発を行うなど効果的な取組を推進していきます。また、高齢運転者の事故防止に向け、平成 29 年 3 月に施行された改正道路交通法をふまえ、自動車の運転に不安を持つ高齢運転者等が免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを進めていきます。
- ④「第 2 次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」をふまえ、規範意識の定着へ向けた教育および知識の普及・啓発を行うとともに、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診義務通知および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進します。
- ⑤交通ルール遵守意識向上のため、関係機関・団体等と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動を推進します。
- ⑥安全・安心な交通環境の実現に向け、老朽化した信号制御機・柱、摩耗した横断歩道等の計画的な更新・塗り替えや、必要性・緊急性の高い場所に対する交通安全施設の整備を推進します。
- ⑦歩行者保護のための交差点関連違反や、飲酒運転などの悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進するとともに、全座席でのシートベルト着用やチャイルドシートの正しい使用を推進します。

* 「○」のついた項目は、平成 29 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 4 3

消費生活の安全の確保

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

消費者団体、事業者団体、地域住民、県・市町等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、自らの商品や役務（サービス）の購入が公正かつ持続可能な社会の形成に影響を及ぼすことを理解した消費生活を営んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報共有や情報提供が行われ、消費生活の安全を地域で支え合う意識が高まることにより、消費生活相談を利用しながら、消費者トラブルの予防や解決等に向けた県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値に達していないものの数値は上昇しており、活動指標については、斡旋解決率は目標値に達していないが、出前講座で必要な知識が得られたとする人の割合は目標値を大きく超えているため、総合的に見て「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合		53.5%	0.95	55.2%		64.0%
	49.6%	50.7%				
目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談を利用するという意識の高まりは、消費者啓発の成果であるとともに、消費生活相談が適切に機能している状態を反映していると考え、施策の目標をふまえ、取組の成果を表す指標として選定しました。					
29 年度目標値の考え方	消費生活講座、消費者月間をはじめとするイベントでの周知、情報提供等の啓発活動を進めるとともに県・市町の相談体制を充実し、県民の皆さんの消費生活相談窓口を利用するという意識を高めることで3年後の目標達成をめざし、29 年度は 31 年度目標値との差を踏まえて実績値から 4.5 ポイント増加させる目標を設定しました					

活動指標		27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
		14301 自主的かつ合理的な消費活動への支援 (環境生活部)	消費生活講座等で消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られたとする人の割合	96.2%	97.0% 98.5%	1.00	99.0%
14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保 (環境生活部)	消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合	92.4%	93.1% 85.3%	0.92	93.1%		95.0%

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	102	101	117		
概算人件費		146			
(配置人員)		(16人)			

平成 28 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「みえ・くらしのネットワーク*」に加入する消費者団体、事業者団体等の連携・協力を得て、5月の消費者月間に津駅・津新町駅での街頭啓発や記念講演会でのパネル展示を実施しました。また、11月の消費者トラブル防止イベントにおいてもパネル展示を実施しました。このほかにも、各団体の主催する消費関連イベントに県のブースを出展しました。「みえ・くらしのネットワーク」各会員と県との連携・協力はもとより、会員相互の連携を図りながら、さまざまな主体と連携し、消費者啓発の取組を推進していく必要があります。(街頭啓発 15 団体、パネル展示：記念講演会 8 団体、シンポジウム 8 団体)
- ②地域での啓発活動の担い手である「消費者啓発地域リーダー」を養成する講座を 2 地域で開催し、新たに 6 人と 1 団体の登録を得ることができました。しかし、高齢を理由に登録辞退される方もあることから、引き続き地域リーダーの養成を進めることが必要です。また、地域リーダーにそれぞれの地域で活躍していただくために、啓発情報を提供するとともに、市町とも連携が図れるように支援していくことが必要です。(登録者総数 130 人+1 団体、28 年度新規 6 人+1 団体、辞退 15 人)
- ③消費生活出前講座および青少年消費生活講座を実施し、1,600 人余の方に消費者啓発・消費者教育を行いました。また、消費者トラブル防止の啓発として、フリーペーパーによる消費者ホットライン「188 (いやや!)」の周知を行いました。さらに、小中学生を対象に演劇による消費生活出前講座を行い、インターネットやスマートフォン等による消費者トラブルの危険性を訴えました。講座による啓発の効果をより高めるためには、受講者の方が、講座で得た知識を周囲の方に広めていただけるようにしていくことが求められます。また、引き続き、さまざまな手段により、消費者に相談先の周知も含めた情報提供、啓発を行っていく必要があります。(出前講座：24 回、563 人、青少年講座：7 回、1,089 人、小中学校消費生活出前講座 8 校)

- ④県消費生活センターにおいて、平日および日曜日に消費生活相談を実施し、さまざまな消費者トラブル等の解決に向けた助言、あっせん等を行いました。引き続き、消費者トラブルの防止・救済のために消費生活相談を実施していく必要があります。(相談件数：2,487件)
- ⑤特定商取引法に基づく呼出指導を2件、面接指導を100件行ったほか、三重県消費生活条例に基づく指導を1件行いました。また、景品表示法に基づく指導を5件行いました。引き続き、適正な商取引や商品・サービスの適正な表示が行われるよう、事業者を監視・指導していく必要があります。
- ⑥街頭啓発や講演会、フリーペーパー等のさまざまな啓発活動において、消費生活センターと市町の消費生活相談窓口のPRも実施しましたが、県民指標「消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用するとした人の割合」については、目標を達成することができませんでした。消費生活相談窓口の認知度は高まりつつあるものの、まず家族・知人に相談するという方の割合が依然として多い状況にあり、気軽に相談できる窓口であるということも含め、消費生活相談窓口の存在をさらに周知していく必要があります。

平成29年度の取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話：059-224-2468】

- ①消費者団体、事業者団体等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」をはじめとする、多様な主体との連携・協力を強化して、消費者トラブルの未然防止、拡大防止の啓発に生かしていきます。
- ②高齢者等の消費者トラブル防止に向けて、引き続き、「消費者啓発地域リーダー」を養成するとともに、市町で実施される地域の見守り力向上の取組の中で、地域リーダーを生かしてもらうよう市町に働きかけます。
- ③消費者の各年代に応じて消費生活に関する知識を身につけてもらうために、消費生活出前講座、青少年消費生活講座等を積極的に行い、地域における消費者啓発・消費者教育を進めるとともに、学校等の教育機関との連携を図り、若い世代への消費者教育に取り組みます。また、消費者月間記念講演会等のイベントやフリーペーパー、啓発冊子の配布等のさまざまな手段により、消費者ホットライン「188(いやや!)」の周知なども含めた情報提供、啓発に取り組みます。
- ④高度で複雑になってきている消費者トラブルに対応するため、県内消費者行政の中核センターである県消費生活センターにおいて専門的な相談対応を行うとともに、消費者事故等に関する情報集約や情報提供を行います。また、県民に身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、相談体制の充実について市町に働きかけや助言を行います。
- ⑤悪質な商取引について、国、近隣県、警察、関係機関等と連携して事業者の指導を行います。また、商品・サービスにかかる不適正な表示について、関係部局、近隣県、消費者庁等と連携して事業者の監視・指導を行います。加えて、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

* 「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 151

地球温暖化対策の推進

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

地球温暖化対策の必要性について広く認知され、県民一人ひとりが日常生活において、また事業者は事業活動において、温室効果ガス排出削減に向けて自主的に行動し、地球温暖化の緩和が進められているとともに、さまざまな分野において、県内で起こりつつある地球温暖化による気候変動の影響への適応が進められています。

平成 31 年度末での到達目標

家庭や事業所では、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減の自主的な取組が進んでいます。

また、県民の皆さんや事業者等が連携した低炭素なまちづくりの取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標達成の見込みであるが、活動指標で目標を達成していない項目があるため、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量		1,165 千 t-CO ₂	1.00	1,150 千 t-CO ₂		1,119 千 t-CO ₂
	1,144 千 t-CO ₂	1,160 千 t-CO ₂ (速報値)				
目標項目の説明と平成 28 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	家庭部門からの二酸化炭素排出量として、家庭での電力消費による二酸化炭素排出量					
29 年度目標値の考え方	国では、2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガスの排出量を 26%削減することとしており、家庭での取組を継続して促進しつつ、国の目標達成に資するよう目標値を設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
		15101 温室効果ガス排出削減の取組推進（環境生活部）	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	/	+0.8% (27年度)	1.00	+1.2% (28年度)
		-0.5% (26年度)	-1.4% (27年度)	/	/		/
15102 電気自動車等を活用した温暖化対策の推進（環境生活部）	電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数（累計）	/	4地域	0.33	6地域	8地域	10地域
		1地域	2地域		/	/	/
15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進（環境生活部）	地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合	/	97.0%	1.00	98.0%	99.0%	100%
		95.8%	99.3%		/	/	/
15104 環境教育の推進（環境生活部）	環境教育講座等参加者の満足度	/	100%	0.99	100%	100%	100%
		98.4%	99.7%		/	/	/

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	429	705	581	/	/
概算人件費	/	119	/	/	/
（配置人員）	/	（13人）	/	/	/

平成28年度の取組概要と成果、残された課題

- 平成28年5月に国の地球温暖化対策計画が閣議決定され、一層の温室効果ガス排出削減を進めていく必要があり、「三重県地球温暖化対策推進条例」や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を推進しました。また、出前講座等を通じて県民の皆さんへの普及啓発に取り組んだことなどにより、県民指標「家庭での電力消費による二酸化炭素排出量」については、目標を達成する見込みです。
- 市町等と連携して電気自動車等の活用に取り組み、多気町等において電気自動車の活用が進められ、他の複数の市町においても電気自動車の活用が検討されています。引き続き、電気自動車の活用に取り組むとともに、家庭や事業所の省エネルギーの取組も促進する必要があります。
- カーボン・オフセットの手法を活用し、中小企業の二酸化炭素排出削減や森林所有者等の二酸化炭素吸収源対策を促進するため、県内の取組事例を紹介するパンフレットを作成するとともに、カーボン・オフセットの説明会や「地球にやさしい三重の物産フェア」（三重テラス）を開催しました。また、「みえエコ通勤デー」について、利用者等のアンケートを実施するとともに、利用区間の制限撤廃など利用者の利便性向上を図っていますが、さらに取組を促進する必要があります。

- ④事業者の環境マネジメントを促進するため、事業者アンケートの実施等により現状分析を行ったうえで、「三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-E M S）＊」取得事業者の取組事例やM-E M Sの有用性等の紹介を行い、M-E M S認証機構と連携して、取引先を多く持つ県内の大企業や業界団体等のさまざまな団体等に働きかけ、環境経営の取組の普及啓発を進めましたが、継続認証事業所数は増加していないことから、今後も一層の普及に努める必要があります。
- ⑤家庭での二酸化炭素の排出削減を促進するため、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動や「みえ環境フェア」などのイベントを通じて、節電の取組や省エネ家電の購入、再生可能エネルギーの導入などを促進しました。今後もこうした取組を継続する必要があります。
- ⑥国の気候変動影響への適応計画の策定を受け、県における気候変動影響への適応策を進めるために、県の現状の取組状況をとりまとめるとともに、気候変動により将来生じる影響の最新情報について、出前講座や「気候講演会」を開催しました。引き続き、県民の皆さんや事業者等に情報提供していく必要があります。
- ⑦環境行動の定着を図るため、三重県環境学習情報センターの講座において、E S D＊の取組を推進しました。今後も、県民の皆さんのニーズにあった学習メニューにより、継続して取り組む必要があります。

平成 29 年度の取組方向

【環境生活部 副部長 森 靖洋 電話:059-224-2620】

- ①国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）で締結されたパリ協定の発効を受け、地球温暖化対策を着実に進めるため、「三重県地球温暖化対策推進条例」や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を推進します。
- ②市町等と連携して電気自動車等の活用や省エネルギーに取り組み、家庭や事業所での二酸化炭素の排出を抑制するなど、低炭素なまちづくりを進めます。
- ③カーボン・オフセットの手法の活用促進に引き続き取り組むとともに、「みえエコ通勤デー」について、利用者のニーズにあった普及策を三重県バス協会と共に検討し、市町や商工団体等を通じて「みえエコ通勤デー」の取組を促進します。
- ④事業者の環境マネジメントを促進するため、M-E M S取得事業者の取組事例やM-E M Sの有用性などの紹介を行い、大企業や商工団体、事業者団体、市町等と連携して、環境経営の取組の普及啓発を進めます。
- ⑤家庭での二酸化炭素の排出削減を促進するため、地球温暖化防止活動推進センターを拠点として、家庭での省エネ手法等に関する講座等の充実を図るとともに、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、節電の取組や再生可能エネルギーの導入等を促進します。
- ⑥気候変動により将来生じる影響の最新情報について、出前講座や「気候講演会」などを通じて県民の皆さんや事業者等に情報提供し、緩和と適応の取組を促進します。
- ⑦環境行動の定着を図るため、三重県環境学習情報センターの講座において、E S Dの取組を推進するとともに、県民の皆さんのニーズにあった学習メニューを提供していきます。

＊「○」のついた項目は、平成 29 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 152

廃棄物総合対策の推進

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用および適正処理が進むとともに、廃棄物が貴重な資源やエネルギー源としてより一層有効活用され、循環型社会の定着が実感できる社会となっています。

平成 31 年度末での到達目標

ごみの発生・排出抑制が進み、地域特性などに応じた循環利用により、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進み、不適正処理 4 事案についても着実に是正されてきています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および活動指標の目標をおおむね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
廃棄物の最終 処分量		289 千 t 以下	0.98	283 千 t 以下		270 千 t 以下
	309 千 t	296 千 t (速報値)				

目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量
29 年度目標値 の考え方	廃棄物処理計画の目標値の考え方をふまえて設定した平成 31 年度目標値の達成に向けて、平成 29 年度目標値を 283 千 t 以下と設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
15201 ごみゼロ 社会の実現 (環境生活部 廃棄物対策局)	1 人 1 日あた りのごみ排出 量(一般廃棄物 の排出量)		965g/ 人日以下	0.99	957g/ 人日以下		943g/ 人日以下
		959g/ 人日	970g/ 人日 (速報値)				

基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
15202 産業廃棄物の3Rの推進 (環境生活部 廃棄物対策局)	産業廃棄物の再生利用率		43.2%	1.00	43.3%		43.5%
		42.8%	43.7%				
15203 廃棄物処理の安全・安心の確保 (環境生活部 廃棄物対策局)	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率		100%	1.00	100%		100%
		69.2%	100%				
15204 不適正処理の是正措置の推進 (環境生活部 廃棄物対策局)	不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率		56.3%	0.89	68.8%		81.3%
		37.5%	50.0%				

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	3,354	3,694	4,042		
概算人件費		803			
(配置人員)		(88人)			

平成28年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①一般廃棄物について、県民の皆さん、事業者、行政等のさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により、排出量、最終処分量はともに削減され、資源化率についても全国と比べて高い水準を維持している状況にあります。引き続き、3Rの取組を一層推進するとともに、循環の質にも着目して、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や、食品廃棄物の削減、リサイクルに向けた取組などを促進する必要があります。
- ②RDF*焼却・発電事業について、関係市町のごみ処理が円滑に進むよう、安全で安定した運転の確保に努めるとともに、RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制構築に向けて、市町等が設置した委員会等に参画し技術的支援を実施しました。今後も、安全で安定した運転の確保に努めるとともに、関係市町等のごみ処理体制構築に向けた技術的支援等を実施していく必要があります。
- ③災害廃棄物の処理について、発災後の迅速な復旧・復興につなげるため、市町等の人材育成や県が設置する二次仮置き場の候補地リストの作成などを行いました。引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害時においても、適正かつ円滑に災害廃棄物処理が行われる体制を早期に整備することが必要です。
- ④産業廃棄物について、3Rの推進により再生利用率は向上しましたが、排出量や最終処分量は、事業活動による影響を受け、明確な削減傾向は見られない状況です。今後、排出量や最終処分量の削減に向け、排出事業者の取組の促進や、枯渇性資源の循環利用、未利用エネルギーの有効活用などの推進が求められます。また、PCB廃棄物の早期適正処理を促進する必要があります。
- ⑤排出事業者の処理責任の徹底に向け、電子マニフェスト*や優良認定処理業者*の活用を促進するとともに、優良認定取得の手引きを作成するなど、処理業者の育成・支援を行いました。引き続き、電子マニフェストや優良認定処理業者の活用を促進する必要があります。

- ⑥産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理については、依然として後を絶たない状況です。今後、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視指導など、県民が安全・安心を実感できる取組が必要です。
- ⑦産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、恒久対策にかかる実施計画に基づき、引き続き工事を実施しました。産廃特措法の期限である平成34（2022）年度までに対策を完了するよう、着実に工事を進めていく必要があります。
- ⑧県民指標「廃棄物の最終処分量」については、平成27年度より削減できたものの、目標値を若干下回りました。一般廃棄物は3Rの取組により削減されている一方、産業廃棄物は事業活動により影響を受けることがあり、明確な削減傾向が見られませんでした。このため、引き続き3Rの取組に加え、天然資源の使用量の抑制など循環の質にも着目した取組を進める必要があります。

平成29年度の取組方向 【環境生活部廃棄物対策局 次長 別所 喜克 電話：059-224-2375】

- ①平成27年度に策定した廃棄物処理計画に基づき、3Rや適正処理の取組を進め、安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目して、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や廃棄物の持つ未利用エネルギーの活用、食品ロス*の削減、食品廃棄物の有効活用などの取組を促進します。
- ②RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制が確実に構築されるよう、市町等で設置した委員会等に参画し技術的支援等を実施していきます。
- ③大規模災害時に備え災害廃棄物の適正かつ円滑な処理が実施されるよう、国や近隣県、市町、民間事業者団体等との連携強化に取り組みます。また、災害廃棄物処理に精通した人材の育成や、市町等職員の災害対応力を高める取組を進めます。
- ④資源が最適な規模で循環利用される環境負荷の少ない地域づくりに向けて、事業者、廃棄物処理業者、研究機関、行政等のさまざまな主体との協創による、地域特性や資源の性状に応じた最適な規模の地域循環圏の形成に向けた取組を促進します。また、PCB廃棄物の早期適正処理を促進するため、PCB使用電気機器を保有している可能性のある事業所を対象に実態調査等を実施します。
- ⑤排出事業者の処理責任の徹底に向け、電子マニフェストの普及を促進するとともに、廃棄物の移動距離や廃棄物の種類等のマニフェスト情報を活用し、効率的・効果的な指導等を進めます。また、優良認定処理業者を育成するとともに、排出事業者の優良認定処理業者の活用を促進します。
- ⑥産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見・早期是正のため、厳正な監視指導を行うとともに、市町、県内自主活動団体等のさまざまな主体との連携を強化し不法投棄を許さない社会づくりを進めます。また、不適正処理された廃棄物の範囲や量の計測の効率化を図るため、ドローンを導入し、迅速な行政指導等につなげます。
- ⑦産業廃棄物が不適正処理された4事案について、平成34（2022）年度までに対策を完了するよう、着実に工事を実施します。また、引き続き、排出事業者等への責任追及に取り組むとともに、原因者への費用求償を行っていきます。

*「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

大気や河川、海域の環境基準*が達成され、県民の皆さんが良好な大気環境と美しい水環境のもとで、健康で豊かな生活を営んでいます。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全活動に積極的に取り組み、自動車排出ガスや生活排水などの身近な暮らしの問題に対する取組の効果があらわれています。

平成 31 年度末での到達目標

工場・事業場において排出ガスや排水が適正に管理されるとともに負荷量の削減が行われています。大気環境への負荷が少ない自動車の利用が進み、さらに生活排水処理施設の整備促進により、大気や河川、海域の環境基準の達成率が向上しています。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して環境保全活動に積極的に取り組むことにより、身近な暮らしの問題を改善していきます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標は達成する見込みですが、最終年度の目標達成に向けて、取り組む必要があるため、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
大気環境および水環境にかかる環境基準の達成率	96.1%	93.0%	1.00	94.0%		97.0%
		96.1% (速報値)				
目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合*					
29 年度目標値の考え方	各種施策を講じることにより全地点および全水域で環境基準を達成することをめざして目標値を設定しました。					

活動指標		27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
		15401 大気・水環境への負荷の削減（環境生活部）	大気・水質の排出基準適合率	99.9%	100% 99.9%	0.99	100%
15402 自動車環境対策の推進（環境生活部）	NOx・PM法*対策地域全体の大気環境基準達成率	100%	100% 100% (速報値)	1.00	100%		100%
15403 生活排水対策の推進（環境生活部）	生活排水処理施設の整備率	82.6%	83.5% 83.5% (速報値)	1.00	84.5%		86.5%
15404 伊勢湾の再生に向けた取組の推進（環境生活部）	海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	26,629人	30,250人 64,067人	1.00	31,500人		34,000人
15405 環境保全のための調査研究成果の還元（環境生活部）	大気環境および水環境の保全に関する調査研究成果を公表した研究事業数	4件	6件 6件	1.00	6件		7件

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	13,137	14,689	16,630		
概算人件費		1,278			
(配置人員)		(140人)			

平成28年度の取組概要と成果、残された課題

①工場・事業場に対し排出ガスや排出水の検査を伴う立入検査（大気関係 41 および水質関係 226 工場・事業場）を実施したところ、排出ガスについてはすべての事業所において排出基準を満足していましたが、排水については9事業所に基準の超過があり、改善指導を行いました。引き続き、法令遵守の徹底やコンプライアンス意識の向上を図る必要があります。

大気環境について、33測定局（うち四日市市11局）で測定したところ、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等項目については、すべての測定局で環境基準を達成する見込み（速報値）であり、おおむね良好な大気環境が維持されています。光化学オキシダント*については、濃度が高くなると予測された時に予報の発令（延べ2日2地域）を行いました。引き続き、発令等を的確に行うとともに、原因物質の排出抑制に取り組む必要があります。

河川、海域および地下水の水質常時監視を行ったところ、河川におけるBOD*、海域におけるCOD*の環境基準達成率はそれぞれ98.4%、62.5%（速報値）でした。海域の環境基準達成率は近年50%前後と低く、特に閉鎖性海域である伊勢湾では大規模な貧酸素水塊も発生していることから、今後も水環境の改善を進める必要があります。

県民指標「大気環境および水環境にかかる環境基準の達成率」については、目標を達成する見込み（速報値）です。各種発生源からの汚濁物質等排出量の削減等を進めてきた状況があります。

- ②NOx・PM法対策地域内において、自動車から排出される二酸化窒素や浮遊粒子状物質は年々減少し、二酸化窒素は6年連続、浮遊粒子状物質は5年連続で環境基準を達成する見込み（速報値）です。引き続き、総量削減計画の目標である、平成32（2020）年度における対策地域全体での環境基準の確保に向けて、総排出量および大気環境の状況を注視していく必要があります。
- ③生活排水処理未普及人口の早期解消に向けて、新たに策定した「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町および関係部と連携して、生活排水処理施設の整備を促進するとともに、県費上乗せ補助制度により単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を進めました。引き続き、生活排水処理施設の整備を促進する必要があります。
- ④「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、関係機関、民間団体等と連携し、県内の海岸漂着物等の回収処理を進めるとともに、発生抑制対策として「海ごみサミット 2016 三重会議」の開催等を実施しました。「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」などの取組においては、三県一市の連携により実施したところ、県内で64,067名の参加がありました。伊勢湾の再生に向けては、一人でも多くの方が伊勢湾を守ろうという意識を持つことが重要であることから、引き続き、取組の拡大を図る必要があります。
- ⑤環境保全にかかる調査研究については、外部識者等で構成する研究評価委員会で評価を受けながら、その成果を学会での発表や研究所年報に載せるほか企業等へ発信しました。また、伊勢湾の貧酸素水塊の発生等にかかる調査研究を実施しましたが、発生原因の究明や対策の検討に向けては、さらなる知見の蓄積が必要です。引き続き、目標達成のため調査研究を遂行し、成果を情報発信する必要があります。

平成29年度の取組方向

【環境生活部 副部長 森 靖洋 電話：059-224-2620】

- ①大気環境や水環境について、工場・事業場に対し排出ガスや排出水の検査を伴う立入検査を実施して、法令遵守の徹底とコンプライアンス意識の向上等を図ります。また、大気、公共用水域（河川、海域）および地下水の常時監視を行い、環境基準等の適合状況を確認します。
大気環境については、33測定局（うち四日市市11局）で大気汚染の状況をモニタリングするほか、排出ガスを多量放出する工場・事業場の常時監視を行います。光化学オキシダントやPM2.5（微小粒子状物質）*の濃度が上昇した際は、県民の皆さんに予報等を発令するなど迅速な情報提供に努めます。また、水環境については、第8次水質総量削減計画に基づき伊勢湾の汚濁負荷削減等に取り組めます。
- ②自動車環境対策では、NOx・PM法対策地域内における二酸化窒素や浮遊粒子状物質の削減状況および地域全体での環境基準の達成状況を把握するなど、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の進行管理を行います。
- ③生活排水対策については、新たに策定した「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町および関係部と連携して下水道、集落排水施設等の集合処理施設や浄化槽の効率的・効果的な整備を進め、未整備人口の解消を図ります。また、県費上乗せ補助制度により合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理の指導を行います。

- ④伊勢湾の再生に向け、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等による協力体制を拡充していきます。「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を3県1市の連携により展開し、参加者の拡大を図っていきます。引き続き、国の予算を活用して回収・処理および発生抑制対策事業を実施します。
- ⑤光化学オキシダント、PM2.5等の大気環境および伊勢湾の水質改善、貧酸素水塊等の水環境に関する課題に対応した調査研究ならびに検査精度の確保にかかる研究事業を行い、得られた成果を行政課題の解決に役立てていきます。将来の課題解決に向けて技術力の維持向上に努め、研究成果を公表して県民の皆さんに還元していきます。

* 「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会になっています。

平成 31 年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権尊重の視点に立ったまちづくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および全ての活動指標について、ほぼ目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	/	39.5%	0.99	40.5%	/	42.5%
	38.5%	39.2%		/	/	

目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方

目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
29 年度目標値の考え方	さまざまな人権施策等を通じ、県民の皆さんの意識の向上を図り、過去（第 1 回～第 4 回）の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均伸び率を上回る毎年 1 ポイント、4 年間で 4 ポイント増加させることをめざし、平成 29 年度の目標値を 40.5%と設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
21101 人権が尊重されるまちづくりの推進（環境生活部）	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数	/	35 団体	1.00	35 団体	/	35 団体
		34 団体	37 団体		/	/	

基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
21102 人権啓 発の推進 (環境生活部)	人権イベ ント・講座等の参 加者の人権に 関する理解度		98.0%	0.99	99.0%		100%
		97.0%	97.5%				
21103 人権教 育の推進 (教育委員会)	人権教育カリ キュラムを作 成している学 校の割合		82.2%	1.00	90.1%		100%
		73.3%	83.0%				
21104 人権擁 護の推進 (環境生活部)	人権に関わる 相談員を対象 とした資質向 上研修会受講 者の研修内容 の理解度		97.0%	0.99	98.0%		100%
		95.6%	96.0%				

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	607	572	540		
概算人件費		575			
(配置人員)		(63人)			

平成 28 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権施策を総合的に推進しましたが、県民指標「人権が尊重されている社会となっていると感じる県民の割合」については目標を達成することができませんでした。人びとの人権意識は高まりつつありますが、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生していることなどもその要因と考えられます。人権が尊重される社会を実現していくためには、住民組織やNPO等のさまざまな主体と連携して、取組を推進していく必要があります。
- ②地域のさまざまな活動が人権尊重の視点に立って行われるよう、37団体の研修会等に延べ43回、講師を派遣し、自主的な取組を支援した結果、研修会の実施団体数は、目標を上回りました。人権が尊重されるまちづくりの取組を県内全域に広げていくため、住民組織や団体等に事業の活用を働きかけていく必要があります。
- ③県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、講演会等の開催やスポーツ組織との連携による啓発、商業施設に出向いて啓発を行うなど、啓発機会の提供に取り組み、講演会等の参加者の人権に関する理解度は97.5%となり、ほぼ目標を達成しました。人権課題は多様化していることから、引き続き、人権についての正しい知識や情報等を多様な手段と機会を通じて発信していくことが必要です。
- ④子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、人権教育を推進するためのカリキュラムの作成に取り組んだ結果、カリキュラムを作成している学校の割合は83.0%となり、目標を上回りました。引き続き、学校の教育活動全体を通じた人権教育を進める必要があります。
- ⑤さまざまな人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、資質向上の支援に取り組み、研修内容に対する参加者の理解度は96.0%とほぼ目標を達成しました。相談内容は多様化・複雑化していることから、引き続き、相談員等の資質向上支援に取り組むとともに、関係機関等との連携強化を図っていくことが必要です。

- ①人権が尊重される社会を実現するため、「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、計画的に人権施策を推進するとともに、さまざまな主体と連携・協働して、取組を進めます。
- ②人権が尊重されるまちづくりの取組を県内全域に広げていくため、平成 28 年度に作成した学習事例集「みんなで取り組もう人権が尊重されるまちづくり」を活用し、市町等とも連携しながら、住民組織等に事業の活用を働きかけていきます。
- ③県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、人権課題や年齢層、関心の度合いに応じた多様な手段と機会を通じて人権に関する知識や情報を提供し、理解や共感を得るための人権啓発を推進します。
- ④人権教育カリキュラムの作成を進め、学校の教育活動全体を通じた人権教育を展開します。また、子どもたちが安心して学び、生活できるよう、学校・家庭・地域が連携・協議する人権教育推進協議会等の取組を推進します。
- ⑤さまざまな人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員等に対する研修を行い、資質向上を図るとともに、県の関係機関をはじめ国や市町等との連携強化に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、平成 29 年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参画し、共に責任を担い活躍しています。

平成 31 年度末での到達目標

行政や企業、各種団体等において、政策や方針の決定過程への女性の参画が拡大しているとともに、あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくりが進められています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、目標を達成できませんでしたが、96%の達成状況であったことや活動指標の達成状況をふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合		41.4%	0.96	43.4%		47.4%
	39.4%	39.9%				
目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合					
29 年度目標値の考え方	あらゆる分野での女性活躍の取組をふまえ、過去（第 1 回～第 4 回）の「みえ県民意識調査」における幸福実感指標の伸び率上位 5 項目の平均である 2 ポイントの上昇をめざし、43.4%と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
21201 政策・方針決定過程への女性の参画（環境生活部）	県・市町の審議会等における女性委員の割合		27.2%	0.98	28.0%		29.4%
		26.5%	26.7%				

基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
21202 男女共同 参画に関する 意識の普及と 教育の推進 (環境生活部)	男女共同参画 センター開催 事業の新規参 加者の数・満足 度		新規参 加者数 321人 満足度 95.5%	1.00	新規参 加者数 337人 満足度 97.0%		新規参 加者数 370人 満足度 100%
		新規参 加者数 300人 満足度 84.0%	新規参 加者数 330人 満足度 98.8%				
21203 職業生活 等における女 性活躍の推進 (環境生活部)	「女性の職業 生活における 活躍の推進に 関する法律」に 規定する事業 主行動計画等 の策定団体数 (累計) 創17		140 団体	1.00	184 団体		303 団体
		41 団体	246 団体				
21204 性別に基 づく暴力等へ の取組 (環境生活部)	性犯罪・性暴力 被害者支援制 度の周知のた めの協力団体 数 (累計)		12 団体	1.00	24 団体		49 団体
		—	13 団体				

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	155	211	162		
概算人件費		173			
(配置人員)		(19人)			

平成 28 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①人口減少や少子高齢化の進展等、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が生じているため、平成 23 年 3 月に策定した「第 2 次三重県男女共同参画基本計画」の改定を行いました。今後は、改定計画を広く周知するとともに、総合的かつ計画的な男女共同参画施策の推進に向け、庁内への働きかけや進捗管理を図っていく必要があります。
- ②三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と連携を図り、県民のニーズに応じた課題解決型講座の実施などにより、新規参加者の増加や満足度の向上がみられました。しかし、県民指標「あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合」については、平成 27 年度より伸びているものの十分とは言えず、また、男性よりも女性の実感が低いことから、女性のエンパワーメント*の向上に取り組むなど、引き続き、男女共同参画意識の普及・啓発を図っていく必要があります。
- ③伊勢志摩サミットにおいて「女性の活躍推進は G7 の共通のゴール」との首脳宣言がまとめられたことを受け、「あらゆる分野における女性の活躍」をテーマに、国や民間企業等と連携した「Women in Innovation Summit (WIT) 2016」を開催し、女性の活躍推進に向けた機運の醸成を図りました。今

後は、発出された共同宣言の趣旨をふまえ、開催成果を広く展開し根づかせていく必要があります。また、県内企業・団体等で構成する「女性の大活躍推進三重県会議」への加入促進や女性活躍推進法に規定する事業主行動計画の周知等に取り組んだ結果、活動指標の大幅な伸びなど大きな成果を得ることができました。しかしながら、女性のロールモデルが少ないなどの課題があり、女性活躍推進のさらなる機運醸成を図っていく必要があります。(創17)

- ④「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」について、出前講座や広報啓発カードの配布、ポスターによる啓発活動を行い、性暴力等被害者専門の相談窓口として認知度の向上に取り組みました。最近では、被害直後から比較的早い段階での相談が増えるなど、真に安心して相談できる窓口として認識され、また、スムーズな連携体制で運用されてきていると考えられます。今後も引き続き、効果的な普及啓発を行い、社会的認知度を高めて行く必要があります。
- ⑤DV*被害者支援について、関係機関による「配偶者からの暴力防止等連絡会議」を開催し、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第4次計画)」の進捗状況の確認や情報共有を行うとともに、第5次計画を策定しました。今後も、DVや性暴力・性犯罪を防止するための啓発や被害者支援を一層推進する必要があります。

平成29年度の取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話：059-224-2468】

- ①「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」の策定を受け、あらゆる分野における女性活躍の推進をめざし、各関係部局と共に計画の着実な実行をめざすとともに、市町に対しては、女性活躍推進法に基づく推進計画の策定などの取組が進むよう、それぞれの実情に応じた支援を行っていきます。また、女性や外国人、障がい者をはじめとする多様な人々が社会参画し、活躍できるダイバーシティ*社会の実現に向けて、全庁的な横断組織である「三重県ダイバーシティ社会推進本部」を設置するとともに、推進方針の策定等に取り組めます。
- ②三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、情報誌等による情報発信、各種セミナー等による研修・学習、フォーラム等による参画・交流、電話相談や調査研究を行い、引き続き密接な連携のもと、男女共同参画意識の一層の普及・啓発を図ります。
- ③「Women in Innovation Summit (WIT) 2016」の開催成果を広く展開し根づかせていく必要があることから、共同宣言の趣旨をふまえ、女性の活躍につながるアワード事業を展開し、さまざまな分野における女性人材の掘り起しやスキルアップ等を行い、女性活躍のロールモデル創出に取り組みます。また、「女性の大活躍推進三重県会議」の活動に引き続き取り組み、女性活躍推進の機運醸成をより一層図っていきます。(創17)
- ④性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、相談者の心身の早期回復などが図れるよう、切れ目のない支援を行っていくため、関係機関・団体と連携し、初期の産婦人科的処置や心理相談、法律相談等のニーズに対応していきます。また、さまざまな関係機関の協力を得ながら、さらに「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度を高めていきます。
- ⑤「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第5次計画)」に基づき、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けて啓発を行うとともに、DV被害者の適切な保護・自立支援や性別にとらわれない相談を行えるよう、民間団体、関係機関と連携した取組を進めていきます。

*「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いています。

平成 31 年度末での到達目標

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりを進めます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標はほぼ目標値を達成し、活動指標も目標値をほぼ達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合	/	30.1%	0.99	31.1%	/	33.1%
	29.1%	30.0%		/	/	
目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合					
29 年度目標値の考え方	多文化共生に係る取組を通じ、県民の皆さんの意識の向上を図り、過去（第 1 回～第 4 回）の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均伸び率を上回る毎年 1 ポイント、4 年間で 4 ポイント増加させることをめざし、平成 29 年度の目標値を 31.1%と設定しました					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
21301 多文化共生に向けた学習機会等の提供と外国人住民等の生活への支援（環境生活部）	多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度	/	98.5%	0.99	99.0%	/	100%
		97.9%	98.4%		/	/	
	医療通訳者が常勤している医療機関の数（累計）	/	7 機関	0.00	8 機関	/	10 機関
		6 機関	6 機関		/	/	

基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
21302 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援 (教育委員会)	日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合		100%	未確定	100%		100%
		94.9%	集計中				

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	112	95	99		
概算人件費		91			
(配置人員)		(10人)			

平成 28 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づいて、県内市町や他県等さまざまな主体と連携して、多文化共生社会づくりに取り組みました。また、県内から海外の大学へ留学する留学生や県内の大学等に在籍する外国人留学生等に対して奨学金を給付するなど、多文化共生社会づくりに資する人材の育成に取り組みました。
多文化共生社会づくりをより一層進めるためには、憲章セミナー等を通じ、関係団体等にしっかり働きかける必要があります。
- ②多文化共生の社会づくりに向けて、外国人住民等への多様な情報や、文化の違いや多様性を学び合う機会の提供に努めました。また、外国人住民等が地域社会の担い手となるために必要な情報の多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語）での提供や日本語指導ボランティアの育成に取り組んだほか、市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりに向けた啓発イベントなどを開催しました。
人口減少や高齢化により地域の活力の低下が懸念される中、外国人住民には労働力のみではなく、地域社会の担い手（アクティブ・シチズン）としての活躍が期待されますが、日本人と外国人が交流する機会がまだまだ少なく、意識の面で活躍できる環境が整っているとは言えず、県民意識調査の結果「わからない」と答えた方が約3割となるなど、県民指標「多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合」については、目標をわずかに達成できませんでした。また、外国人住民においても、地域の取組を知らなかったり、地域社会に参画する方法がわからなかったりすることなどから、積極的に参画していない状況です。
- ③市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して、多言語による相談窓口の設置（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、ベトナム語、タイ語、英語）、医療通訳の育成のための研修の実施（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語）、災害時の外国人住民等への支援体制の整備、消費者被害防止のための研修会の開催等に取り組みました。
県内の外国人住民は中長期にわたって在留される割合が高く、教育、防災、医療等さまざまな生活場面で新たな課題が出始めています。外国人住民が安心して地域社会の一員として活躍することができるよう、外国人住民等の安全・安心な暮らしに向けた支援に引き続き取り組む必要があります。

- ④外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、小中学校では、外国人児童生徒巡回相談員を在籍状況等に応じて計画的に派遣して学習支援等を行うとともに、高等学校では、外国人生徒支援専門員を拠点校に配置し、日本語の支援や進路相談等を行いました。引き続き、県内における外国人児童生徒の在籍状況等を把握し、外国人児童生徒に対する教育の充実を図るための支援を行っていく必要があります。
- ⑤小中学校では、県内5か所で開催した研修会等において、日本語指導と教科指導の統合をめざした授業の効果的な指導事例の普及・活用の推進に取り組みました。高等学校では、日本語指導が必要な外国人生徒支援のための研修会を計3回実施しました。第3回の研修会では、小・中・高等学校の連携を図るため、日本語指導と教科指導を統合した授業にかかる指導方法等について、中・高等学校の実践交流を行いました。また、平成27年度に4市で試行的に行った調査票による引継ぎを平成28年度は3地域の中学校に拡充を図りました。今後も、小・中・高等学校において、それぞれの外国人児童生徒の指導の状況を円滑に引き継ぐため、関係機関との連携を強化する必要があります。

平成29年度の取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話:059-224-2468】

- ①「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づいて、県内市町や他県等さまざまな主体と連携して、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりなどに取り組みます。ダイバーシティ*という新たな観点から関係部局と連携して取り組むことで、多文化共生社会づくりをより一層進めます。また、県内から海外の大学へ留学する留学生や県内の大学等に在籍する外国人留学生等に対して奨学金を給付するなど多文化共生社会づくりに資する人材の育成に取り組みます。
- ②外国人住民等が地域社会の担い手（アクティブ・シチズン）として活躍できるよう、必要な情報の多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語）での提供や、市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりに向けた啓発イベントなどを開催します。また、伊勢志摩サミットの成果を次世代育成につなげるため、外国人住民による国際理解事業に取り組みます。
- ③外国人住民が多く在住する市町を中心に、日常的な生活支援を行う体制が整ってきていることから、広域で解決すべき、医療通訳の計画的な育成や防災意識の向上、新たな課題である消費者被害の防止などについて、市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して、外国人住民等の安全・安心な暮らしに向けた支援に引き続き取り組みます。
- ④外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、小中学校においては、外国人児童生徒巡回相談員を外国人児童生徒の在籍状況に応じて計画的・効果的に派遣して学習支援等を行うとともに、高等学校においては、外国人生徒支援専門員を拠点校に配置し、日本語の支援や進路相談等を行います。
- ⑤外国人児童生徒教育の研修会等において、JSLカリキュラム*にかかる実践事例の成果の普及・活用を進めます。また、小・中・高等学校の円滑な引継ぎ等について協議を行い、実施の拡充を図ります。

*「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

世代や障がいの有無、国籍などにとらわれず、あらゆる県民の皆さんが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、文化活動や学びの成果を生かし、ライフステージ等に応じて地域のさまざまな活動を主体的に支えています。

平成 31 年度末での到達目標

多様な文化にふれ親しんだり、学びの機会を得ることで、心の豊かさやいきがいを実感している県民が増加するとともに、三重の文化の素晴らしさや学習する楽しさが再認識され、その魅力や知識が磨き上げられて、文化を通じた交流や学習成果を生かす機会が活発になっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値 97.0%を下回ったものの、活動指標は全ての目標項目を達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
参加した文化活動に対する満足度	95.5%	97.0% 95.9%	0.99	97.0%		97.0%
目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、その内容について「満足」、「やや満足」と回答した人の割合					
29 年度目標値の考え方	魅力ある文化にふれる機会や多様な学びの機会を提供することによって、第一次行動計画期間中の実績値を上回り、現状値から 1.5 ポイント増の 97%以上を維持することをめざし、目標値として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
22801 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実（環境生活部）	県立文化施設の利用者数	137.7 万人	137.0 万人 146.0 万人	1.00	138.0 万人		140.0 万人

基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
22802 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用 (教育委員会)	文化財情報アクセス件数		210,000 件	1.00	216,000 件		228,000 件
		202,960 件	213,536 件				
22803 学びとその成果を生かす場の充実 (環境生活部)	みえ生涯学習ネットワーク 登録会員数 (累計)		140 会員	1.00	150 会員		170 会員
		122 会員	145 会員				
22804 社会教育の推進と地域の教育力の向上 (教育委員会)	地域の教育関係者のネットワークへの参加者数(累計)		200 人	1.00	300 人		500 人
		—	220 人				

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	3,188	2,488	2,313		
概算人件費		1,278			
(配置人員)		(140 人)			

平成 28 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「新しいみえの文化振興方針」に掲げる5つの方向のうち、「人材の育成」と「文化の拠点機能の強化」に重点的に取り組みました。「人材の育成」の各種取組は、若い世代が豊かな情操を養い、生涯にわたって文化・芸術に親しみ、その継承や創造に寄与する態度・能力を身に着ける一助となりました。また、「文化の拠点機能の強化」については、文化交流ゾーン*構成施設の魅力の一層の向上と連携強化を図るための仕組みを構築しました。引き続き、同方針の具現化を図っていく必要があります。
- ②伊勢志摩サミットの開催や伊勢志摩国立公園の指定 70 周年等をふまえ、伊勢志摩や三重の多様な豊かな自然や歴史文化の魅力をさまざまな形で県内外に発信し、多くの方に体験・体感していただきました。引き続き、伊勢志摩サミットのレガシーや 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムを活用し、三重の文化の再認識と継承・発展、県内外への発信と交流、これらを通じた地域の活性化に寄与していく必要があります。
- ③県立文化施設においては、各施設の特性を生かして、質の高い多彩な公演や、三重の自然や歴史文化、県ゆかりの偉人・作家等をテーマに実物資料・美術作品を紹介する展覧会を開催するとともに、県内高等教育機関や博物館等と連携して多様な学びの機会を提供しました。また、来館者の意見をふまえて、展示内容や観覧環境の改善等に努めました。この結果、活動指標「県立文化施設の利用者数」等の目標を達成できましたが、県民指標「参加した文化活動に対する満足度」の目標達成状況については 0.99 にとどまりました。引き続き、魅力的な公演・展覧会等の開催や観覧環境の改善等に取り組んでいく必要があります。

- ④県にとって歴史的・文化的に重要なものを県指定文化財にするとともに、特に重要性が高い「鳥羽・志摩の海女漁の技術」や「旧長谷川家住宅」を国指定文化財とするため、国と調整を行いました。また、県や国の指定等を受けている文化財が適切に保存・継承されるよう、所有者等に財政的・技術的な支援を行いました。今後も、市町や所有者を中心としたさまざまな主体が文化財を守り、活かし、地域の伝統文化を受け継いでいけるよう、支援を行っていく必要があります。
- ⑤市町の社会教育担当職員や社会教育委員等を対象に研修や情報交換を実施し、資質向上と連携強化を図りました。また、学校や地域で子どもの学びを応援する人の交流会を開催するとともに人材のネットワーク化を図り、地域の教育力の向上に努めました。今後はより一層、地域の諸課題に対応できるよう研修の充実や多様な主体との連携を図り、地域人材の発掘を進めていく必要があります。
- ⑥県立青少年教育施設である鈴鹿青少年センターおよび熊野少年自然の家では、集団宿泊体験および自然体験活動等の機会を提供することにより、心身ともに健全な青少年の育成に努めました。引き続き、自然体験活動等の充実を図り、利用者の拡大につなげ、心身ともに健全な青少年の育成に取り組む必要があります。

平成 29 年度 of 取組方向

【環境生活部 副部長 森 靖洋 電話:059-224-2176】

- ①「新しいみえの文化振興方針」に掲げる5つの方向、中でも、「人材の育成」と「文化の拠点機能の強化」に重点的に取り組めます。「人材の育成」では、子どもたちと本物の文化・芸術との出会いの機会を増やすことができるよう、文化体験コーディネーターの発掘・養成の取組を強化するとともに、社会見学等の際に一層楽しく、深く学べるプログラムの開発に取り組めます。また、「文化の拠点機能の強化」では、文化交流ゾーン構成施設に関して平成 28 年度に構築した運営の仕組みに必要な体制を整えるとともに、③～⑦のとおり多彩で魅力的な公演・展覧会等を開催し、利用者の拡大と満足度の向上を図ります。
- ②伊勢志摩サミットの開催により、「日本人の心のふるさと」三重への評価や関心が高まっているこの好機に、三重が輩出した世界に評価される偉人本居宣長をテーマに「宣長サミット(仮)」を開催します。「日本人の心や価値観」を追求した本居宣長をとりあげ、関係者と連携して県内外へ発信することで、三重や日本の文化の再認識、宣長をテーマに学び活動する人々の交流の拡大、これらを通じた地域の活性化等に寄与します。
- ③三重県総合文化センター（文化会館、生涯学習センター）においては、音楽や演劇、伝統芸能等、多彩で魅力的な文化芸術の公演や、県内高等教育機関、博物館等と連携したセミナー、子どもたちが本物の文化を体験できるアウトリーチ*事業等を実施し、県民の皆さんに多様な文化と学びの機会を提供していきます。
- ④総合博物館においては、活動理念である「ともに考え、活動し、成長する博物館」のもと、多様な主体や利用者との連携・協創を進め、県の獣カモシカや鉄道を中心としたのりもの等をテーマにした展覧会、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの気運を高める展覧会を開催するとともに、教育事業、アウトリーチ活動を行っていきます。
- ⑤県立美術館においては、開館 35 周年を記念して、巨匠たちの名作を紹介する展覧会、子どもから大人まで楽しめる「風で動く人工生物」や本居宣長をテーマとする展覧会を開催するほか、県立美術館を核に地域と連携し、移動美術館や参加体験型の教育普及活動を実施するなど幅広い関心層に応えることができる展示、普及活動に取り組めます。
- ⑥齋宮歴史博物館においては、ジュニアサミットでの視察にちなんで平安ファッション等を取りあげる展覧会の開催や、さいくう平安の杜等を活用した地域との連携事業、歴史体験プログラム等の教育普及活動を実施するなど、齋宮の魅力を発信していきます。

- ⑦県立図書館においては、県内図書館職員を対象とした研修を実施するほか、広域ネットワークの活用により県内図書館の利用拡大を図るとともに、全県域へのサービス、先進的なサービスを提供します。
- ⑧歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、保存・継承のため、指定や財政的支援等の措置を講じるとともに、文化財に関する情報発信や活用の取組を通じて、県民の皆さんが文化財の価値に気づき、守り伝え、活用できるよう、環境づくりを進めます。
- ⑨市町の社会教育担当職員や社会教育委員等のさらなる資質の向上および連携強化を図るため、学校・家庭・地域にかかる諸課題に対する研修および情報交換を実施します。また、地域で子どもを対象とした教育活動に取り組む関係者のネットワークに多様な主体の参画を促進します。
- ⑩引き続き、鈴鹿青少年センターおよび熊野少年自然の家の利用者の拡大を図り、自然の中での体験活動や集団宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年を育成します。

* 「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、自らを社会の担い手であると認識し、NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）に対する理解を深め、さまざまな手段によりNPO活動に参画するとともに、NPOは社会づくりの主要な担い手として自立した活動を展開し、さまざまな主体と力を合わせ、地域の諸課題に取り組んでいます。

また、地域をより良くしようと思う県民の皆さんが、地域の将来の担い手である若者ととも地域課題解決に取り組んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPOの活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。

また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、互いの力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標について、昨年度から数値が上昇し、年度目標をほぼ達成したことと、活動指標については目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
地域活動等を行っている県民の割合	19.7%	20.7%	0.99	21.7%		23.7%
		20.4%				
目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、NPO活動・ボランティア活動・市民活動などの地域をより良くするための活動への参加について、「している」「どちらかといえばしている」と回答した県民の割合					
29 年度目標値の考え方	NPO活動の啓発等を通じ、県民の皆さんの意識の向上を図り、過去（第1回～第4回）の「みえ県民意識調査」の当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均伸び率を上回る毎年1ポイント、4年間で4ポイント増加させることをめざし、平成 29 年度の目標値を 21.7%と設定しました。					

活動指標		27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
		25501 県民の社会参画の促進 (環境生活部)	NPO法人活動への支援としての会費収入等		426,000 千円	1.00	433,000 千円
		426,149 千円	579,650 千円				
25502 若者の地域活動への参画促進 (戦略企画部)	若者との協創により地域活動に取り組んだ件数(累計)		2件	1.00	4件		6件
		—	2件				

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	61	62	62		
概算人件費		46			
(配置人員)		(5人)			

平成28年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ① 県内中間支援団体等と連携して「市民活動・NPO月間」におけるイベント・啓発活動を集中的に実施するとともに、情報発信等に取り組まれました。県民指標「地域活動等を行っている県民の割合」については、平成27年度実績より増加したものの、わずかに達成することができませんでした。この背景には、伊勢志摩サミットにおける県民運動の高まりや熊本地震支援のためのボランティア活動等がある一方で、NPOの活動内容等の情報が浸透しておらず、県民の皆さんや企業等のNPO活動に対する理解も十分とはいえない状況があると考えられます。また、中間支援団体に対しては、情報発信だけにとどまらず、現実的な事業計画の策定や地域・団体の特性に応じた有効なアドバイスと実践といった、より専門的な支援が必要とされています。
- ② 市町や地域活動に取り組む地域の団体と共に地域課題の解決に向けた実践活動を企画し、高等教育機関等と連携して若者を募集し、いなべ市および多気町において2件の実践活動を開始しました。引き続き市町と連携し、若者と地域づくりを進めたいと考える団体等の掘り起しを進め、若者とのマッチングを効果的に行い、新たな実践活動につなげるとともに、こうした協創の取組を促進していくために、市町や地域の団体、高等教育機関等に情報を発信していく必要があります。

平成29年度 of 取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話：059-224-2468】

- ① みえ県民交流センター*において、NPOや市民活動についてわかりやすい情報の発信に努めるとともに、NPOの運営基盤の充実・強化(資金調達や人材育成など)や県内中間支援団体等の機能向上・連携交流を図ります。また、ダイバーシティ*という観点も意識しながら、NPOや企業、行政等のさまざまな主体が関わる取り組みを進めます。
- ② 平成28年度に開始した実践活動について、地域の課題解決につながるよう引き続き支援するとともに、市町や地域の団体等と連携し、若者の参画を得て新たな実践活動を実施します。また、こうした協創の取組が全県に広がるよう情報発信していきます。